

医療保険制度の財政構造表(平成22年度)

1. 財政構造表とは

財政構造表とは、現行の医療保険制度の下、ある年度の医療費を賄うために必要な患者負担、公費、保険料の財源を、各制度別に財政調整等を踏まえ推計したもの。

2. 医療保険制度の財政構造

医療保険制度の医療費の財政負担は、65歳未満、前期高齢者、後期高齢者の3つの区分で大きく構造が異なっており、財政構造表においてもこの3区分に分けて財政負担額を推計。

- ・65歳未満 … 制度間の財政調整は基本的になく各医療保険者が、公費負担分を除き、各自の医療給付費を保険料で賄っている。ただし、市町村国保の退職被保険者等の医療給付費については、退職被保険者の保険料で賄えない部分を、被用者保険が総報酬で按分して負担。
- ・前期高齢者 … 前期高齢者の多い保険者の負担を緩和するため、前期高齢者の加入率を用いて制度間の財政調整を行っており、この前期財政調整後の金額を各保険者が負担。
- ・後期高齢者 … 医療給付費の1割を後期高齢者の保険料、5割を公費、4割を被用者保険及び国保からの支援金で賄うことを基本としている。後期高齢者支援金は被用者保険及び国保が加入者数按分(平成22年度は被用者保険間は3分の1総報酬割を8ヶ月導入)で負担するが、前期高齢者に係る後期高齢者支援金には前期高齢者の医療給付と同様、制度間の財政調整がある。

3. 留意点

① 医療費、医療給付費、患者負担

- ・平成22年3月～平成23年2月診療分の医療費、医療給付費及び患者負担。
- ・医療給付費は医療保険の給付費であり、70歳以上74歳以下の者の一部負担金の引下げに係る「指定公費」、その他公費負担医療の給付費や地方単独事業分の給付費は含まない。
- ・患者負担は、医療費から上記の医療保険給付費を控除したもの。

② 公費

- ・公費には、医療給付費の定率で算定される定率公費の他、高額医療費等の共同事業に対する公費、保険料軽減に対する定額公費(医療給付相当分に限る。)等も、医療給付に当てられることとなるため含まれている。
- ・市町村国保の法定外一般会計繰入は公費に含まれていない。

③ 所要保険料

- ・所要保険料は医療給付費から上記公費を控除して算出したもので、その年度の医療給付を賄うために必要な保険料となる。なお、市町村国保については、法定外繰入がなかった場合の保険料となる。
- ・実際の保険料は、①傷病手当金等の現金給付や事務費に当てるための保険料も含まれること、②前年度の剰余不足の繰り越しや基金などを活用して設定されること、等から財政構造表の所要保険料額と異なる。

医療保険制度の財政構造表 ー平成22年度ー

(単位：億円)

	協会健保	組合健保	日雇特例	船保	共済	被用者計	市町村一般	退職	市町村国保	国保組合	国保計	若人計	後期高齢者	医療保険計
医療費	54,394	40,970	23	243	13,084	108,713	99,223	8,086	107,308	5,887	113,195	221,908	127,213	349,121
患者負担	12,534	9,139	5	52	2,848	24,579	18,592	1,672	20,264	1,213	21,477	46,056	10,652	56,708
給付費	41,860	31,832	17	191	10,235	84,135	80,630	6,414	87,044	4,673	91,718	175,852	116,562	292,414
給付費(前期調整対象除く)	35,684	29,099	13	161	9,681	74,638	36,044	6,414	42,458	3,473	45,931	120,569	116,562	
所要保険料(軽減後)	29,832	28,763	12	132	9,681	68,419	15,170	2,111	17,280	2,057	19,337	87,757	8,541	
公費	5,852	337	1	29		6,219	20,874		20,874	1,415	22,290	28,508	58,308	
交付金(他制度からの移転)								4,303	4,303		4,303	4,303	49,713	
前期財政調整対象分	17,016	13,094	4	67	4,546	34,727	18,003	755	18,758	1,628	20,386	55,113		
給付費(前期調整対象分)	6,176	2,732	4	30	554	9,497	44,586	-	44,586	1,201	45,787	55,283		
前期財政調整(給付費分)	10,840	10,362	-1	38	3,992	25,231	-26,583	755	-25,828	427	-25,401	-170		
所要保険料(軽減後)	14,225	13,094	3	67	4,546	31,937	7,577		7,577	944	8,521	40,457		
公費	2,791		0			2,791	10,426		10,426	684	11,110	13,901		
交付金(他制度からの移転)								755	755		755	755		
後期高齢者支援金	16,035	14,695	8	64	4,656	35,457	12,088	815	12,904	1,523	14,426	49,884		
後期支援金(加入者割)	11,943	10,176	8	47	3,105	25,278	15,042	723	15,765	1,426	17,191	42,468		
後期支援金(総報酬割)	2,833	3,233		12	1,121	7,199			-	46	46	7,245		
前期財政調整(加入者割)	1,001	990	-0	3	327	2,322	-2,954	93	-2,861	47	-2,814	-493		
前期財政調整(総報酬割)	259	296		1	103	659			-	4	4	663		
所要保険料(軽減後)	13,912	14,695	7	64	4,656	33,334	5,178		5,178	896	6,074	39,408		
公費	2,123		1			2,123	6,910		6,910	627	7,537	9,660		
交付金(他制度からの移転)								815	815		815	815		
退職拠出金(保険料負担)	2,422	2,443	-	10	959	5,834			-	39	39	5,873		
財政負担計	71,157	59,332	24	302	19,841	150,657	66,136	2,111	68,246	6,662	74,909	225,566	66,848	292,414
所要保険料(軽減後)	60,391	58,996	22	274	19,841	139,524	27,925	2,111	30,035	3,936	33,971	173,496	8,541	182,036
65歳未満	57,817	57,979	19	262	19,630	135,706	17,794	2,111	19,905	3,557	23,462	159,169		
前期高齢者	2,575	1,017	3	12	211	3,818	10,130	-	10,130	379	10,509	14,327		
公費	10,765	337	2	29		11,133	38,211	-	38,211	2,726	40,937	52,070	58,308	110,378
国	10,765	337	2	29		11,133	28,743		28,743	2,726	31,469	42,602	37,698	80,300
都道府県							7,620		7,620		7,620	7,620	10,981	18,601
市区町村							1,848		1,848		1,848	1,848	9,629	11,477
加入者数(万人)	3,490	2,969	2	14	907	7,382	3,371	212	3,583	334	3,917	11,299	1,406	12,705
65歳未満	3,323	2,893	1	13	893	7,124	2,250	212	2,462	302	2,764	9,888		
前期高齢者	167	76	0	1	14	258	1,121		1,121	32	1,154	1,411		
総報酬(億円)	727,162	830,034		3,099	287,772	1,848,066				11,760	11,760	1,859,826		
65歳未満	696,159	815,726		2,969	284,710	1,799,563				11,258	11,258	1,810,821		
前期高齢者	31,003	14,308		130	3,062	48,504				501	501	49,005		
加入者1人当たり所要保険料(万円)	17.3	19.9	12.6	19.9	21.9	18.9	8.3	10.0	8.4	11.8	8.7	15.4	6.1	14.3
所要保険料率(医療給付分)	8.3%	7.1%		8.8%	6.9%	7.5%								

(注) 生活保護等の公費負担医療は含まない。